

運転免許の返納を 考えてみませんか？

高齢ドライバーのみなさん

運転経歴証明書を提示すると

さまざまな特典を
受けることができます



兵庫県警
ホームページ



特典を受けることができるのは、運転免許を返納し兵庫県内の住所が記載された「運転経歴証明書」をお持ちの65歳以上の方です。

※ 特典を受けることができる加盟企業等の一覧表は、兵庫県警ホームページでご確認ください。

「運転経歴証明書」の申請について

運転経歴証明書は、本人確認書類として効力があります。

申請できる方（交付手数料1,100円が必要です）

- 有効な運転免許の自主返納（申請取消し）をお考えの方
- 過去5年以内に有効な運転免許を自主返納（申請取消し）された方
※法令の定めにより「申請」できない場合があります。
 - 旧運転経歴証明書（平成24年3月31日以前に交付されたもので、記載事項が判読できるもの）をお持ちの方は、希望により現在の運転経歴証明書に変更することができますが、そのままでも特典は受けられます。
- 過去5年以内に運転免許が失効した方
※法令の定めにより「申請」できない場合があります。

申請先

◆兵庫県以外で自主返納した方、運転免許失効時の住所が兵庫県以外の方は、平日のみ申請することができます。また、更新センターで即日交付できない場合もあります。

- 明石・阪神・神戸・姫路の各運転免許更新センター及び但馬運転免許センター
【県内居住者を対象に、日～金曜日（休日・年末年始を除く）】
【受付時間9:00～11:00、13:00～16:00 ※日曜日は14:00～16:00のみ】
- 県内各警察署、佐用警察センター
【県内居住者を対象に、月～金曜日（休日・年末年始を除く）】
【受付時間9:00～11:30、13:00～16:00】
【警察署、佐用警察センターでの申請は、概ね15日後の交付となります。】

申請に必要なもの

- 交付手数料（1,100円）
- 申請による運転免許の取消通知書（過去に自主返納された方で所持している場合）
- 本人確認書類（すでに自主返納された方、免許を失効した方）
- 失効した運転免許証（運転免許を失効された方のみ）
- 兵庫県の住所を確かめるに足る書類（他府県で自主返納または失効した方）
- 写真（たて3cm×よこ2.4cm） ※更新センター、更新業務取扱警察署では不要です。
- ◆ 写真は内容によって受付できないものがありますので、来庁前に兵庫県警察ホームページの確認や、お電話にて各申請先へお問い合わせください。

「運転経歴証明書」
に関するお問合わせ先

県内各警察署、佐用警察センター

兵庫県警察本部運転免許課（明石運転免許試験場内）078-912-1628